



# 中小企業者等 事業継続緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆さまの事業継続に向けて支援金を支給します。

## 支給要件

3つの要件をいずれも満たしている必要があります

### 要件① [売上減少]

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が令和1年10月から令和4年3月までの任意の年の同月比で20%以上減少

### 要件② [エネルギー価格の上昇]

売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加している

### 要件③ [事業継続]

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

## 対象者



県内に本店所在地(個人の場合は住所)がある中小企業者等



対象とならない事業者

- 大企業及びみなし大企業
- 農林漁業収入を主とする事業者
- 政治団体 又は 宗教上の組織 若しくは 団体
- その他 支給基準を満たさない事業者

## 支給額

法人等

15万円

個人事業者

7.5万円

※事業者単位での支給です(店舗等の事業所単位ではありません)

## 申請期間

令和5年3月20日(月)～  
6月20日(火) ※当日消印有効

## 申請方法

- 申請書類は、「法人:本店所在地」「個人:確定申告書に記載している住所」にある商工会議所・商工会に提出してください。
- 申請書の様式等は、3月10日(金)以降、商工会議所・商工会及びホームページ等でお知らせします。
- 申請書の書き方が分からない場合や申請手続きの確認等は下記コールセンターにご相談ください。

募集要項は、下記特設ホームページから取得できます。又は商工会議所・商工会でも配布しています。



コールセンター

TEL:050-3646-9151

【受付時間】9:30-17:00  
※土日祝日を除く

特設ホームページ

<http://iwate-shien-r5.com/>





# よくあるご質問



## 募集要項はどこで取得できますか？

Q1.

- 下記の特設ホームページから取得できます。又は、商工会議所・商工会でも配布します。

<http://iwate-shien-r5.com/>



## 申請書の書き方が分からないのですが？

Q2.

- コールセンターにご相談ください。募集要項をよく確認の上、申請書の作成をお願いします。

TEL:050-3646-9151 【受付時間】9:30-17:00 ※土日祝日を除く

## 申請にはどのような書類が必要ですか？

Q3.

- 以下の書類が必要となります。詳細については、募集要項または特設ホームページでご確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。

申請に必要な主な書類	法人	個人
① 提出書類一覧表	●	●
② 中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書	●	●
③ 支給要件確認表	●	●
④ 誓約書	●	●
⑤ 確定申告書の写し(所得税)【比較する月を含む事業年度のもの(⑥⑦も同様)】	●	●
⑥ 法人事業概況説明書の写し(2枚)	●	
⑦ 所得税青色申告決算書又は、白色収支内訳書の写し		●
⑧ 売上減少が分かる売上台帳等(対象月のもの)	●	●
⑨ 売上が減少した月と同月のエネルギー料金の請求書・領収証等の写し (令和4年10月分～令和5年3月までと、比較する令和3年10月分～令和4年3月までの対象月の請求書・領収証等)	●	●
⑩ 履歴事項全部証明書の原本又は、写し(申請時から3ヶ月以内に発行されたもの)	●	
⑪ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面)の写しのいずれかひとつ) (有効期限が令和5年6月20日までであるもの)		●
⑫ 振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先名がカタカナ表記のページの写し ※ネット銀行の場合は、金融機関名、口座番号、名義が分かるページの写し	●	●

## どのエネルギーが対象になりますか？

Q4.

- 事業のために支払った、主に電気代、ガス代(プロパンガス、都市ガス)、燃料代(ガソリン、軽油、灯油、重油)などが対象です。

## 新規開業は対象となりますか？

Q5.

- 新規開業なども特例によって対象となる場合があります。募集要項または特設ホームページでご確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。